

宇都宮市民憲章とは

宇都宮市民憲章は、宇都宮市民として「責任の自覚」と「ふるさとを愛する心」をもとに、住みよいまちづくりと、市民みんなの幸せを願い、市民自らが定める、**市民道徳・生活の心がまえ**です。

住みよいまちづくりには、市民が自分たちから進んで活発に参加・協力することが大切です。このため、市民の心がまえ、自ら進んで行う手本として「自分たちのまちのことは、自分たちが責任を持ち自分たちで決めていく」考えにもとづき、「市民が自分たちでまちづくりを進めること」と「宇都宮を愛する心を育むこと」を目的に制定されました。

宇都宮市民憲章のあゆみ



宇都宮市民憲章は昭和55年の栃の葉国体の開催をきっかけに制定されました。宇都宮市とともにあゆみながら令和2年(2020年)に制定40周年を迎えました。

…市民憲章の取組 …宇都宮市のこと

昭和54年度
(1979年)

宇都宮市民憲章制定審議会を設置

- 宇都宮市民憲章を制定
- 宇都宮市民憲章推進協議会の誕生

昭和55年度
(1980年)

- 栃の葉国体開催
- 宇都宮市文化会館オープン
- 宇都宮駅新駅舎オープン



昭和58年度
(1983年)



昭和59年度
(1984年)



昭和61年度
(1986年)



昭和62年度
(1987年)



平成4年度
(1992年)



平成6年度
(1994年)

第1回歩け歩け大会を開催(以降毎年開催)

平成8年度
(1996年)

- 市制100周年中核市に移行
- ろまんちく村オープン
- 宇都宮美術館オープン



平成9年度
(1997年)



平成12年度
(2000年)



平成18年度
(2006年)



平成22年度
(2010年)



平成26年度
(2014年)

市民憲章推進協議会に市民の日実行委員会及び歩け歩け大会実行委員会を統合



平成30年度
(2018年)

SDGs未来都市に選定

令和元年度
(2019年)